労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「第九項第三号」を「第十項第三号」に改める。

第六条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

第八条第三項第三号中「氏名」を「氏名又は名称」に改め、同項第五号中「氏名」を「名称」に改める。

第十九条中「体制は、」の下に「当該金庫における」を加え、同条第一号中「理事」を「当該金庫の理事」に改め、同条第二号中「損失」を「当該金庫の損失」に改め、同条第三号中「理事」を「当該金庫の理事」に改め、同条第四号中「職員」を「当該金庫の職員」に改め、同条第五号から第七号までを次のように改める。

五　次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当該金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（八及び二において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該金庫への報告に関する体制

ロ　当該金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　当該金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

二　当該金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

六　当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

七　前号の職員の当該金庫の理事からの独立性に関する事項

第十九条第九号を削り、同条第八号中「その他」の下に「当該金庫の」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第七号の次に次の四号を加える。

八　当該金庫の監事の第六号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

九　次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制

イ　当該金庫の理事及び職員が当該金庫の監事に報告をするための体制

ロ　当該金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制

十　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十一　当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第二十一条第二項中「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加える。

第三十二条第四項中「行われるものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第三十四条第一項第二号ロ⑵を次のように改める。

⑵　代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの　四

(i)　理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii)　当該金庫の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

第三十四条第一項第二号ロ⑶中「会員外理事」を「⑴及び⑵に掲げる理事以外の理事」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三十五条の見出し中「責任追及の訴え」を「役員等の責任を追及する訴え」に改める。

第三十六条の見出し中「訴え」を「役員等の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「役員等」の下に「の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」を加え、同条第三号中「役員等に」を「前号の者に」に、「責任追及の」を「責任を追及する」に改める。

第六十四条第五号中「第六十二条の五第四項」を「第六十二条の五第五項」に改める。

第六十五条第五号中「第六十二条の六第六項」を「第六十二条の六第七項」に改める。

第六十六条中「第六十二条の六第七項」を「第六十二条の六第八項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅金庫における次に掲げる事項

イ　法第六十二条の五第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十二条の五第五項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

三　吸収合併存続金庫における次に掲げる事項

イ　法第六十二条の六第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十二条の六第七項において準用する法第五十七条の規定による手続の経過

第六十八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「第六十二条の七第四項」を「第六十二条の七第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第六十二条の七第四項の規定による請求に係る手続の経過

第六十九条第一項第五号中「第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項又は第六十二条の七第四項」を「第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項又は第六十二条の七第五項」に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項又は第六十二条の七第四項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第七十条第二号中「危険」の下に「の管理」を加え、同条第四号中「監事が」の下に「その」を加え、「使用人」を「職員」に改め、同条中第七号を第十号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第七十条第五号の次に次の一号を加える。

六　監事の第四号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

第七十三条第三項第三号中「第三百八十四条」の下に「の規定」を加える。

第七十六条第一項中「すべき各清算事務年度に係る」を「すべき」に改め、同条第三項中「各清算事務年度に係る」を削り、「、その」を「その」に改める。

第七十七条第一項中「各清算事務年度に係る」を削り、「、その」を「その」に改める。

第七十八条第二項第二号及び第六項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第八十一条の見出し中「責任追及の訴え」を「金庫の清算人の責任を追及する訴え」に改める。

第八十二条の見出し中「訴え」を「金庫の清算人の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「清算人」を「金庫の清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「清算人に」を「前号の者に」に、「清算人の責任追及の」を「金庫の清算人の責任を追及する」に改める。